告示

○総務省告示第二百九十二号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第八十六条第一項の登録をしたので、同法第九十条第一項の規定に基づき、次のように告示する。

平成二十六年八月二十五日

総務大臣　新藤　義孝

一　登録認定機関の名称及び住所

一般財団法人テレコムエンジニアリングセンター

東京都品川区八潮五丁目七番二号

二　登録に係る事業の区分

端末機器の技術基準適合認定等に関する規則第四条第一号及び第二号

三　技術基準適合認定の業務を行う事務所の所在地

東京都品川区八潮五丁目七番二号

四　技術基準適合認定の業務の開始の日

平成二十六年十月一日

○総務省告示第二百九十三号

端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成十六年総務省令第十五号）様式第七号の規定に基づき、平成十六年総務省告示第九十四号（技術基準適合認定及び設計についての認証を受けた端末機器に表示する文字を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年八月二十五日

総務大臣　新藤　義孝

第三号の表中

株式会社認証技術支援センター	０１８

を

一般財団法人テレコムエンジニアリングセンター	０１９

に改める。

○総務省　法務省　経済産業省告示第十二号

電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第九条第一項の規定に基づき、次の特定認証業務に関し、平成二十六年八月十三日付けで業務の用に供する設備及び業務の実施の方法の変更を認定したので、同条第三項において準用する同法第四条第三項の規定に基づき公示する。

平成二十六年八月二十五日

総務大臣　新藤　義孝
法務大臣　谷垣　禎一
経済産業大臣　茂木　敏充

1　特定認証業務の名称　セコムパスポート for G-ID
2　特定認証業務を行う者の名称　セコムトラストシステムズ株式会社
3　特定認証業務を行う者の住所　東京都渋谷区神宮前一丁目5番1号

○総務省　農林水産省　国土交通省告示第二十一号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第六条の三第十四項及び第二十八条の九第十五項の規定に基づき、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣が指定する地区を次のように定め、公布の日から施行する。

平成二十六年八月二十五日

総務大臣　新藤　義孝
農林水産大臣　林　芳正
国土交通大臣　太田　昭宏

租税特別措置法施行令第六条の三第十四項及び第二十八条の九第十五項の規定に基づき、半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地区内の市町村の長が策定する産業の振興に関する計画（以下「計画」という。）のうち計画基準を満たすものに係る地区として総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣が指定する地区は、次に掲げる地区とする。

半島振興対策実施地域の名称	地区	計画を策定した者	計画の期間
渡島	北海道松前郡松前町	松前町長	平成二十六年七月一日から平成三十一年三月三十一日まで
下北	青森県上北郡東北町（旧東北町の区域に限る。）	東北町長	平成二十六年五月一日から平成三十一年三月三十一日まで

○総務省　農林水産省　国土交通省告示第二十二号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第六条の三第十六項及び第二十八条の九第十七項の規定に基づき、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣が指定する地区を次のように定め、公布の日から施行する。

平成二十六年八月二十五日

総務大臣　新藤　義孝
農林水産大臣　林　芳正
国土交通大臣　太田　昭宏

租税特別措置法施行令第六条の三第十六項及び第二十八条の九第十七項の規定に基づき、離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地区内の市町村の長が策定する産業の振興に関する計画（以下「計画」という。）のうち計画基準を満たすものに係る地区として総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣が指定する地区は、次に掲げる地区とする。

離島振興対策実施地域の名称	地区	計画を策定した者	計画の期間
小豆島	香川県小豆郡小豆島町　小豆島	小豆島町長	平成二十六年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで
魚島群島	愛媛県越智郡上島町　高井神島　魚島	上島町長	平成二十六年七月一日から平成三十一年三月三十一日まで